

業 務 連 絡
令和元年12月26日

各 自動車整備振興会 御中

一 般
社団法人 日本自動車整備振興会連合会
事 業 部

高齢者による安全機能付き自動車の購入を支援する「サポカー補助金」の公表等のお知らせについて（情報提供）

前略、国土交通省ホームページにて、令和元年度補正予算案に「サポカー補助金」が盛り込まれた旨（別紙1参照：令和元年12月13日付）、並びに当該補助金の対象となる車種・グレード等について（別紙2参照：令和元年12月23日付）、プレスリリースされましたのでお知らせいたします。

なお、本制度の実施に当たっては、補正予算案の可決・成立が前提となります。

また、申請受付については、補正予算成立後、本事業実施者が決定され、開始する予定であり、事業の詳細や補助金の申請に当たって必要な手続きは、本事業実施者より公表される予定となります。

草々

記

<国交省プレスリリース>

○補正予算案に「サポカー補助金」が盛り込まれました
(別紙1参照：令和元年12月13日付)

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000325.html

○サポカー補助金の対象となる車種・グレード等について
(別紙2参照：令和元年12月23日付)

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000329.html

以上

(本件に関する問い合わせ：日整連 事業部 石原、遠藤)

経済産業省 同時発表

令和元年 12 月 13 日
自動車局技術政策課

補正予算案に「サポカー補助金」が盛り込まれました

高齢運転者による安全運転サポート車の購入等を補助します

本日 12 月 13 日に閣議決定された補正予算案に、65 歳以上の高齢運転者による衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進等抑制装置が搭載された安全運転サポート車の購入等を補助する「サポカー補助金」が盛り込まれました。

※令和元年度補正予算案に盛り込まれた「サポカー補助金」の案です。実際の制度実施には補正予算案の可決・成立が必要となることにご留意下さい。

1. サポカー補助金について

65 歳以上の高齢運転者が、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進等抑制装置が搭載された安全運転サポート車の購入等をする際の補助を行う「サポカー補助金」が令和元年度補正予算案に盛り込まれました。

「サポカー補助金」は、安全運転サポート車の導入等を促進することで、高齢運転者の安全対策を行うことを目的として、民間団体等(以下「本事業実施者」という。)が実施する以下の事業に対して補助金を交付するものです。

2. 補助の対象について

(1) 車両導入補助事業

・補助対象車両

①衝突被害軽減ブレーキ、②ペダル踏み間違い急発進等抑制装置を搭載する車であって、以下の要件のいずれかを満たすもの

イ ①及び②を搭載する車

ロ ①を搭載する車

・補助対象者

令和元年度中に満 65 歳以上となる高齢運転者^(*)

・補助額

イ:①及び②を搭載する車

登録車 10 万円、軽自動車 7 万円、中古車 4 万円

ロ:①を搭載する車

登録車 6 万円、軽自動車 3 万円、中古車 2 万円

(2) 後付け装置導入補助事業

・補助対象装置

後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置

・補助対象者

令和元年度中に満 65 歳以上となる高齢運転者^(*)に装置を販売する者

・補助額

障害物検知機能付 4 万円

障害物検知機能なし 2 万円

(*) 令和元年度中に満 65 歳以上となる高齢運転者を雇用する事業者を含む。

3. 留意事項

- ・補助金の対象となる具体的な対象車種・グレード(新車・中古車)及び対象となる後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置は、今後設置される「サポカー補助金に関する審査委員会(仮称)」による審査を経て決定・公表します。
- ・補助金の対象期間については、今後可及的速やかにお知らせします。
- ・申請受付については、補正予算成立後速やかに本事業実施者を決定し、開始する予定です。なお、事業の詳細や補助金の申請に当たって必要な手続は、本事業実施者より公表される予定です。

【問い合わせ先】

(事業用自動車について)

国土交通省 自動車局 技術政策課 小磯、玉屋、伊堂寺

代表:03-5253-8111(内線 42254)、FAX:03-5253-1639

(自家用自動車について)

経済産業省 製造産業局 自動車課 神田、加藤、小林

代表:03-3501-1511(内線 3831)、FAX:03-3501-6691

経済産業省 同時発表

令和元年 12 月 23 日
自動車局技術政策課

サポカー補助金の対象となる車種・グレード等について

12 月 13 日に閣議決定された補正予算案に、65 歳以上の高齢運転者による衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進等抑制装置が搭載された安全運転サポート車の購入等を補助する「サポカー補助金」が盛り込まれました。

これを受けて、サポカー補助金の対象となる車種・グレードについて、「サポカー補助金に関する審査委員会」における審査の結果、本日取りまとめられましたので公表いたします。

また、サポカー補助金の対象となる後付けペダル踏み間違い急発進抑制装置については、当該審査委員会における審査の結果、国土交通省による先行個別認定を受けている装置であるものとして、併せて取りまとめられました。

※令和元年度補正予算案に盛り込まれた「サポカー補助金」の案です。実際の制度実施には補正予算案の可決・成立が前提となることにご留意下さい。

1. サポカー補助金の対象となる車種・グレード等

サポカー補助金の対象となる車種・グレードについて、「サポカー補助金に関する審査委員会」における審査の結果、本日取りまとめられましたので、別添のとおり公表いたします。

- 令和元年 12 月 23 日から新車新規登録(登録車)または新車新規検査届出(軽自動車)された自動車が対象となります。
※ただし、申請受付開始は予算成立後になります。なお、申請総額が予算額を超過次第、募集を終了いたしますのでご了承下さい。
- 補助金の交付を受けた新車については、新車新規登録日または新車新規検査届出日より1年以上の間、原則として同一の者による使用(車検証上の使用者名義を変更しないこと)が求められます。違反すると補助金を返納いただくこととなります。
- なお、事故等により廃車※した場合は返納の必要はございませんが、変更書類の提出が必要となります。
※廃車とは、自動車リサイクル法に基づき使用済自動車の引渡しを行うことを指します。事故等により全損扱いとなり、保険会社が代位取得した際に、当該車両が中古車として転売された場合には返納の必要が生じますのでご注意下さい。

また、サポカー補助金の対象となる後付けペダル踏み間違い急発進抑制装置については、当該審査委員会における審査結果が、国土交通省による先行個別認定を受けている装置であるものとして、併せてとりまとめられました。なお、対象期間及び販売・取付事業者については、今後可及的速やかにお知らせします。

2. 留意事項

- 今後発売される車種・グレード等については、改めて「サポカー補助金に関する審査委員会」において審査を行い、順次とりまとめ・公表します。
- 自家用自動車については、法人名義での購入は補助の対象外となります。また、補助の交付は、1人につき1台限りとなります。
- 事業用自動車については、法人名義での購入は補助の対象となります。また、1事業者につき65歳以上の高齢運転者の人数を超える数の車両または後付けペダル踏み間違い急発進抑制装置の補助の交付は受けられません(※)。
- 申請に当たって必要となる主な書類は以下の通りとなる予定です。
 - ① 補助金交付申請書
 - ② 車検証のコピー
 - ③ 本人確認書類(住民票、運転免許証、健康保険証等のコピー)
 - ④ 補助金振り込み先
 - ⑤ 上記(※)の確認に必要な書類
- 中古車についても、今後、順次取りまとめ・公表します。

3. 添付資料

※別添中の i、ii の機能については以下の機能です。

i : 衝突被害軽減ブレーキ機能、ii : ペダル踏み間違い急発進等抑制装置機能
・別添 サポカー補助金の対象となる車種・グレード

4. 参考資料

- ・補正予算案に「サポカー補助金」が盛り込まれました(令和元年12月13日)
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000325.html
- ・後付け急発進等抑制装置の先行個別認定結果を公表します～後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置の認定～
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000328.html

【問い合わせ先】

(事業用自動車について)

国土交通省 自動車局 技術政策課 小磯、玉屋、伊堂寺

代表:03-5253-8111(内線 42254)、FAX:03-5253-1639

(自家用自動車について)

経済産業省 製造産業局 自動車課 神田、加藤、小林

代表:03-3501-1511(内線 3831)、FAX:03-3501-6691